静岡市駿河生涯学習センター
静岡市小鹿市民交流センター

指　定　管　理　者　募　集　要　項

令和８年 10 月

静岡市観光文化・市民局生涯学習推進課

静岡市経済局商工部商業労政課

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課

目　　次

○　指定管理者募集要項

目次

１　公の施設の概要 - 2 -
２　指定管理業務の内容 - 2 -
３　指定期間 - 3 -
４　募集条件 - 3 -
５　欠格事項 - 3 -
６　申請に関する事項 - 4 -
７　審査及び選定に関する事項 - 5 -
８　協定等の締結 - 6 -
９　その他 - 6 -

指定管理者募集要項

静岡市では静岡市駿河生涯学習センター及び静岡市小鹿市民交流センター（以下、「健康文化交流館「来・て・こ」」という。）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、一括して管理運営をしていただく指定管理者を非公募により募集します。

1　公の施設の概要

（1）名称、所在地、規模（構造、面積）、建築年

ア　静岡市駿河生涯学習センター
イ　静岡市小鹿市民交流センター
} 下記施設概要一覧のとおり

付随する施設（駐車場、駐輪場及び倉庫等）と併せて、上記施設の全てを一体として管理運営していただきます。

管理する設備についての詳細は、「静岡市駿河生涯学習センター及び静岡市小鹿市民交流センター　指定管理者業務仕様書」をご覧ください。

○施設概要一覧

名称	所在地	構造	面積（㎡）	建築年月	備考
静岡市駿河生涯学習センター	静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号	鉄骨造３階建 ３階部分	4,623.12	平成 16 年３月	健康文化交流館「来・て・こ」２館一体管理による複合施設
静岡市小鹿市民交流センター		１・２階部分			

（2）開館時間及び休館日

施設名		開館時間	休館日
健康文化交流館「来・て・こ」	静岡市駿河生涯学習センター	午前９時から午後９時30分まで	（1）日曜日 （2）12月28日から翌年の１月５日までの日
	静岡市小鹿市民交流センター	１階：午前９時から午後５時30分まで ※入浴にあっては午前10時から午後３時30分まで。会議室等は、午後５時30分以降、静岡市駿河生涯学習センターの所管とする。 ２階：午前９時から午後９時まで	

※ただし、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日を臨時に変更することができます。

2　指定管理業務の内容（詳細は別紙　指定管理者業務仕様書のとおり）

（1）静岡市駿河生涯学習センター

ア　市民の自発的な学習活動の機会の提供に関すること。
イ　市民、大学、市民活動団体等との地域における連携及び協力並びにこれらの支援に関すること。
ウ　生涯学習に関する各種講座、講演会等の開催に関すること。
エ　市民主体のまちづくりを推進する人材の育成に関すること。
オ　生涯学習に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
カ　施設及び器具の利用に関すること。
キ　利用の許可に関すること。
ク　施設及び設備の維持管理に関すること。
ケ　市長が必要があると認める業務。

（2）静岡市小鹿市民交流センター
ア　市民の居場所の提供に関すること。
イ　市民の交流の促進に関すること。
ウ　健康づくり及び介護予防の推進に関すること。
エ　福祉に関する相談への対応及び関係機関との連絡調整に関すること。
オ　市民に対する講座、教室等の開設に関すること。
カ　地域団体が行う活動及び地域住民による自主的な活動の支援に関すること。
キ　施設、設備等の利用に関すること。
ク　そのほか、施設設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

3　指定期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで　１年間
この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

4　募集条件

（1）事業計画が設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
（2）事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
（3）事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。
（4）管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
（5）市内に事務所を有し、事業を行う人材及びネットワーク等を有していること。
（6）当該施設における事業の実施及び一体的な管理を円滑に実施できること。

5　欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募することができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する団体
（2）静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
（3）直近の１年間において、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

（４）会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
（５）静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第７条第１項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）

６　申請に関する事項

（１）申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出部数は原本１部、副本 10 部です。

ア　静岡市生涯学習施設指定管理者指定申請書
（静岡市生涯学習施設条例施行規則　様式第８号）

イ　静岡市生涯学習施設事業計画書（静岡市生涯学習施設条例施行規則　様式第９号）

ウ　静岡市生涯学習施設事業計画に関する収支予算書
（静岡市生涯学習施設条例施行規則　様式第 10 号）

エ　静岡市小鹿市民交流センター指定管理者指定申請書（様式第８号）

オ　静岡市小鹿市民交流センター事業計画書（様式第９号）

カ　静岡市小鹿市民交流センター事業計画に関する収支予算書（様式第 10 号）

キ　その他添付書類

（ア）定款又はこれに準ずるものの謄本（法人格のない団体にあっては、これらに準ずる書類）

（イ）役員名簿

（ウ）団体概要書（募集要項　様式第１号）

（エ）令和８年度事業計画及び令和７年度事業報告書

（オ）令和５年度から令和７年度までの貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類

（カ）市税・法人税・消費税及び地方消費税に係る直近１年分の納税証明書

（キ）指定管理者の申請に係る誓約書（募集要項　様式第２号）

（ク）健康文化交流館「来・て・こ」の管理に係る従事（予定）者等の名簿、採用見通し状況及び管理体制組織図等

（ケ）その他審査に参考になる資料

（２）申請方法

直接持参又は郵送

（３）提出場所

静岡市役所　観光文化・市民局　生涯学習推進課
（静岡市葵区追手町５番１号　静岡庁舎新館 15 階）

（４）募集期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月１日（火）まで（必着）
各日とも午前８時 30 分から午後５時 15 分まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く

（５）質問の受付期間、回答日及び回答方法等

ア　受付期間　令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月 11 日（水）まで
各日とも午前８時 30 分から午後５時 15 分まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く

イ　提出方法　別紙「質問票」（募集要項　様式第３号）に記入の上、直接持参又はＦＡＸ、メールにより受付期間内に生涯学習推進課へ提出してください。

ウ　回 答 日　令和８年 11 月 20 日（金）予定

エ　回答方法　質問者及び申請予定団体にＦＡＸ又はメールで回答します。

（6）その他留意事項等

ア　不正等があった場合の取扱い

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

（ア）複数の事業計画書を提出した場合

（イ）申請書類に虚偽又は不正があった場合

（ウ）申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合

（エ）申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合

（オ）その他不正な行為があったと市が認めた場合

イ　申請書類の取扱い

（ア）著作権

申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要な場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

（イ）特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

（ウ）返却

一度提出された書類は、お返ししません。

（エ）申請の辞退

申請書類を提出後辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

ウ　申請にあたっての費用負担

申請にあたって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7　審査及び選定に関する事項

（1）審査方法

静岡市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査及びプロポーザル審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。

なお、応募後に応募資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア　書類審査

所管課で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査します。

イ　プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らして審査します。日程については後日連絡いたします（令和８年12月11日予定）。

（2）審査基準

審査項目、配点、比重については、指定管理申請者審査表（様式第 18 号）のとおりとします。

（3）選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

（4）指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（令和９年２月議会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

ア　指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ　指定管理者に指定する団体の名称

ウ　指定期間

（5）選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会で議決後、市ホームページで公開します。

8　協定等の締結

指定管理者の指定後（令和９年３月下旬を予定）、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおり静岡市と協定を締結します。また、別途締結する協定は、次のとおりです。

（1）災害時等における施設利用の協力に関する協定

静岡市小鹿市民交流センターは静岡市地域防災計画において福祉避難所として位置付けられているため、別添ひな形を参考に「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結する必要があります。併せて、協定締結後は「指定管理者災害対応の手引－指定管理者制度導入施設避難場所等災害対応マニュアルひな型－」を参考に大規模災害時等の協力体制についてマニュアル等を整備するよう努める必要があります。

なお、協定の期間は４月１日から３月31日までとし、指定期間中に協力の締結及びマニュアル等を整備します。

（2）静岡市指定暑熱避難施設協定

熱中症（特別）警戒アラート発表時、外出時における暑熱被害を抑制するための一時避難所としてクーリングシェルターに指定します。

クーリングシェルターの指定にあたっては、静岡市（GX推進課）と指定管理者との間において、「静岡市指定暑熱避難施設協定書」を締結する必要があります。

運用体制等については、「静岡市指定暑熱避難施設協定書」及び「静岡市熱中症対策マニュアル」に基づき行うこととします。

9　その他

（1）情報の公開

指定期間中の年度終了後に年度評価を実施し、結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

（2）指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定管理中に施設が廃止された場合は指定が終了になります。

（3）問合せ先

〒420－8602　静岡市葵区追手町５番１号
静岡市役所観光文化・市民局生涯学習推進課生涯学習推進係（静岡庁舎新館15階）
電話　　054－221－1150
E-mail　shougaigakushuu@city.shizuoka.lg.jp